

# インバウンド向け観光コンテンツ造成支援業務 仕様書

## 1 業務名称

インバウンド向け観光コンテンツ造成支援業務

## 2 業務目的

阪南市は、関西国際空港から電車で 20 分の至近の距離にあり、大阪市内からも 40 分で訪れることができる位置にありながら、インバウンド誘客に対し①知名度不足、②観光インフラ（受入体制）の未整備、③観光資源と深くかかわる暮らし文化をつなぐストーリーがぜい弱で情報発信不足等、そのインパクトを十分に活用できていないなど課題がある。

そのため、本業務は国土交通省観光庁所管の「インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業」の採択を受けて、今後、本格的な再開が見込まれるインバウンドの誘客や観光消費の拡大を促進するため、阪南市商工会や（一社）阪南市観光協会をはじめとする、阪南市内の観光事業者が連携して、インバウンド向けに対し地域に根差した観光資源を磨き上げから販路開拓まで一貫した支援を実施する事業である。

具体的には、大阪湾で初めて養殖に成功した牡蠣などの海産物や大阪最古の日本酒、G20 大阪サミットで各国首脳にもふるまわれた黒毛和牛等、里海・里山が育んだ豊かな地域資源に、地域の人々の暮らし文化を組み合わせ、大阪・関西万博の来訪客の取り込みを見据えた、阪南市ガストロノミーツーリズムを展開し、集大成として阪南市が一つの万博グルメパビリオンとなる「阪南グルメ EXPO」を開催するなど国内住居者もターゲットとしつつ、インバウンドを誘客し、観光消費の拡大を図ることを目的として実施するものである。

## 3. 業務内容

### （1）インバウンド向け観光コンテンツ造成

#### ①インバウンドマーケティング調査

##### ア 基本事項

阪南市の海の幸や里の幸、これらを育んできた暮らし文化を組み合わせたガストロノミーツーリズムに資するコンテンツ造成に関するマーケティング調査を実施しコンテンツの切り口、魅力向上の付加条件等を調査すること。

（関西空港が有する情報やデータを基にしたインバウンド調査分析含む。）

##### イ 業務内容

###### i. 調査

インバウンド及び国内マーケットにおける阪南市の資源への魅力や関心を把握し、資源性の評価を行い、コンテンツ造成の基礎となるデータを調査すること。

###### ii. 分析

調査により得られたデータを整理すると共に、社会経済情勢の変化や観光客の動向等に関するオープンデータ等を加えて、阪南市におけるガストロノミーツーリズム展開に向けたコンテンツ造成の視点を的確に捉え、その方向性を分析すること。

## ②コンテンツの洗い出し

### ア. 基本事項

阪南市の食に関する地域資源が提供されるまでのストーリーを知ることで、地域の暮らし文化との関わりから育んできた関係を掴み、「生産」「調理」「食べる」3つの視点からガストロノミーツーリズムの魅力を洗い出す。

### イ. 業務内容

#### i. 関係事業者等への調査

生産者、商品加工事業者、飲食店、販売事業者、地域関係者、商工会、観光協会等の関係者へ現状と将来展開の聞き取り調査を行う。

なお、聞き取り調査の手法及び項目については、提案のうえ阪南市と協議すること。

#### ii. 阪南市におけるガストロノミーツーリズムに係る魅力の洗い出し

聞き取り調査等により得られた結果を取りまとめ、ガストロノミーツーリズム展開に求められる「生産」「調理」「食べる」3つの視点に立って特徴や課題を整理すること。

## ③コンテンツの磨き上げと造成

### ア. 基本事項

コンテンツの洗い出し結果を踏まえて、ガストロノミーツーリズムとして提供するコンテンツ（料理レシピや加工品レシピ等）を磨き上げる。

これを踏まえて、阪南市の豊かな地域資源を素材に、その背景にある暮らし文化である生産から消費までの場面を見える化（6次産業化）し、それを来訪者自身に体験してもらうための新たなコンテンツを造成すること。

### イ. 業務内容

#### i. ワークショップやセミナーによるコンテンツの磨き上げと造成

地域食材を活用した食コンテンツ開発に長けている食の専門家や学識経験者を招聘し、生産者や飲食店関係者を交えたワークショップやセミナーを3回以上開催し、コンテンツの磨き上げや新たなコンテンツを造成すること。

セミナーの開催については、阪南市と連携している大阪市内の飲食店や学校を活用するなど、インバウンドや地域住民も含め広く意見の徴収するセミナーとすること。

その食の専門家、学識経験者の選定やワークショップ、セミナーの開催手法について、提案すること。

#### ii. 阪南ガストロノミーを体感するイベントの創出

新たなコンテンツは、阪南市内で開催される食に関するイベントで販売すること。また、イベントについては、新たなイベントとして、「阪南グルメ EXPO」を創出することとし、既存のイベントの連携も含め2つ以上の提案を行うこと。なお、提案に際しては、大阪・関西万博の来訪客の取り込みなども踏まえ検討すること。

更に、都市部飲食店における阪南市食材を使った「阪南食材月間」などにより、磨き上げたガストロノミーツーリズムを体感する場を創出することとし、事業内容について提案すること。

#### ④モニター（モデル）ツアー実施による実証

##### ア. 基本事項

ガストロノミーツーリズムのコンテンツを巡るモニター（モデル）ツアーを実施し、ニーズの把握や、観光コンテンツの更なる磨き上げを図り、コンテンツの評価データを得る。団体ツアー及び個人ツアーをそれぞれ実施すること。

なお、内容については提案のうえ阪南市と協議すること。

##### イ. 業務内容

###### i. モニター（モデル）ツアーの実施

ツアーコースの調整・手配・運営全般について、受託者が責任をもって受託費用内で実施すること。

インバウンドを対象とするモニター（モデル）ツアーを少なくとも、参加者数20名かつ1回以上開催すること。加えて、国内観光に資するモニター（モデル）ツアーを少なくとも、参加者数30名かつ1回以上開催すること。

###### ii. アンケート調査の実施及び効果検証

モニター（モデル）ツアー参加者にアンケート調査を実施し、ツアーの効果検証を行うこと。効果検証に当たっては、ツアー参加者の意見等を分析し、インバウンドニーズを把握するとともに、将来に向けた魅力的な観光コンテンツの磨き上げを図り、本ツアーの旅行商品化に結び付けること。

###### iii. 地図検索サービスの入力

作成した観光コンテンツについては、地図検索サービスにおいて、コンテンツに関する情報を入力すること。

#### (2) 作成したコンテンツのタリフ作成と販路検討

##### ①実証結果を基にしたタリフ作成と販路検討

##### ア. 基本事項

作成したコンテンツの参加者や事業者等から得た商品性の評価を踏まえて、コンテンツのブラッシュアップを行い、コンテンツタリフを作成すること。

加えて、販路について検討を行い、販売戦略を構築し、販売すること。

##### イ. 業務内容

###### i. コンテンツタリフの作成

実証結果を踏まえ、コンテンツタリフを作成すること。なお、項目については、提案のうえ阪南市とも協議すること。

## ii. 販路及び販売戦略の検討

今後の時勢を見据えた具体的な販路及び販売戦略の提案を行い販売すること。

## (3) 情報発信・プロモーションの実施

### ①効果的な情報発信・プロモーションの実施

#### ア. 基本事項

旅マエ、旅ナカで放送メディア、パブリシティ、航空会社や周辺ホテル等も含め、効果的な情報発信を行えるよう、動画、写真及びポスター、パンフレット、フライヤー等の情報発信素材を制作し、国内外に発信すること。

また、SNS（AI の活用、アプリ含む）等や WEB コンテンツを活用するなど販路拡大に向けたプロモーションを実施すること。

プロモーション実施に際し、情報発信素材を制作する場合、継続的に使用できる汎用性の高いものが望ましい。

#### イ. 業務内容

##### i. 情報発信素材の制作

旅マエにおいて、基本事項を踏まえ適切な情報発信素材を提案し、阪南市と協議のうえ制作すること。

##### ii. 情報発信の実施

旅ナカにおいて、基本事項を踏まえ旅行案内所や公共交通機関、観光交流拠点など、インバウンドに効果的に訴求できる場所において、情報発信手法を提案し、阪南市と協議のうえ実施すること。

## (4) その他独自提案について

上記業務内容について、それぞれ独自提案があるものが望ましい。

例えば、阪南市がツーリズム EXPO ジャパン 2023 に出展することとしているが、その際の PR 協力など

## 4. K P I

事業による成果を評価できるよう、次の項目を K P I として設定することから、受託者は達成に向けて、業務委託の内容に加え、創意工夫すること。

### ●アウトプット

- (1) ガストロノミーツーリズムを体現する場における参加者数：2,000人以上
- (2) 阪南市の食材を活用したガストロノミーツーリズムの試作：10件以上
- (3) 販売可能な旅行商品造成数：2件以上
- (4) 販売可能な新規グルメ商品開発数：5種類以上
- (5) インバウンド対象モニターツアー参加者数：1回20名以上
- (6) 国内対象モニターツアー参加者数：1回30名以上

## ●アウトカム

- (1) ガストロノミーツーリズムを体現する場における参加者満足度：80%以上※
- (2) モニターツアー参加者満足度：80%以上※  
※4段階評価(1・不満/2・やや不満/3・満足/4・かなり満足)で満足以上の%)
- (3) ガストロノミーツーリズムに活用する阪南市の食材数：5種以上

## 5 業務の進め方

- (1) 受注者は、本業務に先立ち、事業実施計画、実施体制計画、業務スケジュール等を契約日から10日以内に作成し、阪南市の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 本業務の企画・実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る政府・観光庁等の方針や感染症流行状況等を注視し、実施時期や実施範囲も含め、関係団体等と十分に協議しながら実施すること。また、進捗状況等を逐次報告すること。なお、新型コロナウイルス感染症の再拡大により大規模な環境の変化が生じた場合、事業実施中においても見直しを図る可能性があるが、その際は柔軟に対応すること。
- (3) 受注者は、阪南市が業務の進捗状況を把握するために資料等を要求した場合は速やかに対応すること。また、阪南市の要請に応じて別途開催される会議がある場合には必要な資料を提供するとともに、必要に応じて会議に出席すること。

## 6. 成果品の提出

### (1) 成果品

#### ア 業務報告書

本業務での実施結果を踏まえ、阪南市におけるインバウンド誘客及び消費拡大につながる魅力的な観光コンテンツの造成を図るための提言をまとめた報告書を提出すること。

(インバウンドマーケティング調査、ガストロノミーツーリズムコンテンツ、モニターツアーの実施状況、コンテンツタリフ等を含む) 2部 (A4ファイル形式)

イ 同報告書の電子データ 1部 (CD-ROM又はDVD-ROM、修正・印刷が可能な様式で納品)

#### ウ その他発注者が必要と認める書類

### (2) 契約不適合があった場合

受注者は、本業務完了後であっても成果品に契約の内容に適合しないものが発見された場合、発注者に不相当な負担を課すものでないときには、速やかに発注者の必要と認められる修正等を受注者の負担において行うものとする。

### (3) 提出期限

令和6年2月13日(火)

## 7. 検査完了

受注者は、業務が完了（成果品の納入）したときにその旨を発注者に通知し、業務の完了を確認するための検査を受けなければならない。阪南市から観光庁へ事業全体の報告書を提出した後、観光庁から修正依頼があった場合、その対応に協力すること。検査合格後、受注者は発注者に契約金額の支払を請求することができる。

## 8. 個人情報の保護

(1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 受注者は、本業務を阪南市の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受注者に対して、「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守させなければならない。

## 9. 再委託の禁止

受注者は阪南市の承認を得ないで、再委託をしてはならない。

## 10. 調査等

阪南市は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに協力しなければならない。

## 11. その他留意事項

(1) 受注者は本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏えいしてはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(2) 本業務に係る内容は、本仕様書によるもののほか、契約後詳細な打合せにより、阪南市及び受託者双方合意の上、決定するものとする。

(3) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、阪南市と受託者とが協議して定めるものとする。

(4) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等がわかる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後、5年間これを保存しておかなければならない。